

令和3年度第3回 山形県文化財保護審議会 議事録

日時：令和4年3月10日（木）13：30～15：15

場所：山形県庁15階1502会議室

<各委員の主な意見>

議題1 県指定有形文化財の指定について

① 彫刻の部 銅造毘沙門天立像

○p3の中ほどの「お墓」は「廟所」に、「真言宗寺院という」は「真言宗寺院を配置する」に修正するのがよい。

○p4の3行目の江田の「働き」について、歴代年譜に記述があるのであれば鍵括弧で引用表現にするのがよい。

② 典籍の部 三部抄

特になし

議題2 県指定有形文化財の指定解除について

- 本県指定文化財であったことを、転出先の都道府県にも情報共有してはいかがか。
- 本件に限らず、今後も相続や売買によって本県にゆかりのある文化財が転出する可能性はある。その是非については所有者の事情もあるので一概には言えない。また、博物館も購入費が減少しており、ゆかりの地で継承することが困難な場合もある。そのようななか、県は、普段から文化財の価値をきちんと伝えたり、県内博物館等と連携して寄贈・寄託を勧めたり、また必要に応じて本審議会委員と協力したり、指定文化財が県内で継承され続けるよう努力を怠ってはならない。

議題3 文化財調査の実施について

- 文化財の調査は、所有者に対して電話一本のお願いで実施できるわけではない。事務局による十分な段取りがあったうえで初めて、有識者による調査が可能となるため、県はきちんと体制を整えて臨んで欲しい。また、彫刻調査といっても、彫刻だけを調査するわけではなく、対象となる地域の歴史・民俗など、周辺の情報も収集する必要がある。県には、そういった調査のノウハウを理解したマネジメントを行うことが求められる。
- 山形県は各地域で歴史的・文化的に特色があるが、最上地域は明らかになっていないことが多い。彫刻調査で地域の寺社にお伺いすれば、周辺の工芸品等の存在も明らかになるため期待が大きい。他分野の委員とも協力しながら、実施するのが望ましい。
- 民俗技術調査を実施することで、本県の特色をよく示す技術が1件でも多く指定につながると良い。たとえ指定につながらずとも、調査が入るだけで、伝承者にとってはあらためて価値を認識いただく機会にもなるだろう。

議題4 その他

○来週、会長・副会長で県に対して建議書を提出するので、御承知おきいただきたい。